

考えているとの答弁がありました。

委員より、審議会の委員に保護者が入るのは当然と思うが、女性の比重を高めるということは考えなかったのかとの質疑に、特に女性ということはないが、選出の時点で女性をということを十分尊重すべきであるとの意見が教育委員会の中にあつたとの答弁がありました。

委員より、行革新の答申でも少数意見を尊重するというふうになりながら、実際には少数意見が答申の中にのるとは余りなかった。少数意見の尊重、反映ということが含まれなければ答申にならないと思うとの意見がありました後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました次第であります。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第二十五号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第二十五号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（村尾栄次君） 日程第十六 議案第十三号 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務委員長 村野和一郎君登壇）

○総務委員長（村野和一郎君） 御指名をいただきましたので、議案第十三号につき委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者の説明を受けた後、質疑に入りましたが、質疑もなく、その後お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました次第であります。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第十三号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第十三号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（村尾栄次君） 日程第十七 議案第二十六号 昭和六十三年度福生市一般会計補正予算（第五号）を議題といたします。

本案については、総務、建設、厚生、の三常任委員会に審査を付託してありますので、各委員長から報告を願います。まず総務委員長村野和一郎君。

（総務委員長 村野和一郎君登壇）

○総務委員長（村野和一郎君） 御指名をいただきましたので、議案第二十六号中、総務委員会所管分につき委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

まず歳入全般、第二表繰越明許費及び第三表地方債補正につき理事者の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、下の川改修工事の繰越明許については、工事が二カ月もおくれるような突発的な事情があったのかとの質疑に、昨年十月に契約をし、十一月に地元説明会を行ったが、幾つかの問題点が出され、安全性の確保ということから調査その他の関係で工事がおくれたこと。また架設孔の矢板の打ち込みに若干時間がかかったことなどが理由であるとの答弁がありました。

委員より、今後の補正で交付税等でのような変化が予測されるのかとの質疑に、普通交付税、特別交付税で約一億一千百五十九万円、収益事業の交付金一億八千八百万円、額は不明だが、東京都の調整交付金等があるとの答弁がありました。

委員より、国保の基盤安定制度の負担が今後どのように財政を圧迫してくるのかとの質疑に、この制度は二年間のみの暫定的な措置であり、ことしの秋ごろに国保の抜本改正が行われる。一般会計からの繰り出しについては、そういったものを勘案して決定したいとの答弁がありました。

次に、教育費を除く歳出について理事者の説明を受けた後、質疑を行い、続いて教育費について説明を受けた後、質疑を行いました。

歳出の教育費の質疑では、委員より、最終補正ではないが、例年と同じように財源を留保して基金に積み立てるという形がとられている。また、教育費の中の光熱水費が減額できた分を早い時点で補正し、父母の負担軽減をするように前にも言っていたが、今回もここまで補正を延ばしている点も問題であり、この補正予算には反対であるとの意見がありました後、起立により採決いたしましたところ、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました次第であります。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 次に、建設委員長在原 博君。

（建設委員長 在原 博君登壇）

○建設委員長（在原 博君） 御指名がございましたので、議案第二十六号 昭和六十三年度福生市一般会計補正予算（第五号）歳出予算のうち建設委員会所管分について審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、熊川分水の関係で、この経過をもう一度詳しく説明を願いたい。理事者より、本件については、先般も説明した経緯があるが、将来的な一つの見通しを分水保全という形で取り組むということで、市と業者がそれぞれ相応の見通しを持ち、それぞれの施行区分で負担をしていくということで確定してきたわけだが、その業者サイドから、この仕事に対して土地の造成と分譲、こういうものについて一たん保留をしたいという申し出があり、関係課でいろいろと折衝を持ったが、何としても事業として成り立たないということ、このような結論になり、やむを得ず先般も議会側に報告申し上げたわけである。今後、こうしたことについては、もう少し確定した時点において事務的な処理をしていくよう十分気をつけて取り組んでいきたい。

委員より、この分水について基本的な市の考え方を伺いたい。理事者より、これについては、文化財で保存できるかどうかという調査をしており、将来を踏まえ、これは貴重な財産であろうという確認はしている。これから、どこで所管し、どういう手続で保存していくかということで若干時間をいただきたいと思っている。仮に宅造で分譲になる等の時点については、借り入れに対する一つの民法上の規制もあり、そういうものをきちんと整理し、今後このようなことの起こらないよう事務処理をしていきたい。

委員より、この分水の関係については自然と親しむ市の基本姿勢というものを引いていただきたいと要望があり、また委員より、この補正について熊川分水の工事に関しては、市の計画としてよかった面もあると思うが、相手企業の常識を外した対応の中で工事の断念に至ったということについては、ある意味で市の契約に対する対応も不十分な面があったと思う。そういう意味で、この補正予算については、やはり基本的に反対であるとの意見があり、起立

採決いたしましたところ、起立多数で本案は原案のとおり可決された次第であります。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 次に、厚生委員長齋藤 巽君。

（厚生委員長 齋藤 巽君登壇）

○厚生委員長（齋藤 巽君） 御指名をいただきましたので、議案第二十六号中、歳出予算のうち厚生委員会所管分につきまして委員会における審査の概要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略をさせていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

審査に当たり理事者より内容説明を受けた後、質疑に入り、委員より、社会福祉協議会における給与改定時期及び付添看護扶助費の減額理由を伺いたい。理事者より、給与改定は市と同じ対応であり、この時期となる。また付添看護扶助費は生活保護者の入院患者で医師が必要と認めた場合で、千日が七百三十五日という人員の減によるものである。

また委員より、消防施設費で本年新設が予定されていて減額される防火水槽一基については他に変わる場所を物色していたのかとの質疑に、当初、四基予定していた。この減額は原ヶ谷戸地区分であるが、他の場所につき地主と交渉したが、実現できなかった。今後また捜したいと思っているとの答弁の後、お諮りしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第でございます。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。まず二番大森 進君。

（二番 大森 進君登壇）

○二番（大森 進君） それでは、議案第二十六号 昭和六十三年度福生市一般会計補正予算（第五号）について、革新クラブ議員団を代表して反対討論を行いたいと思います。

まず最初に、土木費における工事請負費三百万円の減額補正ですが、これは昨年九月議会において、片倉跡地を流れる分水保全のために飯田建設所有の土地に分水が流れているために、福生市としては分水保護の立場から、飯田建設と協議をし、相互負担することで確認がなされ、道路新設改良費として三百万円計上されたものであり、市側の姿勢は評価されるものの、その後、飯田建設から一方的に白紙に戻してほしい通告がなされ、工事を断念したものであります。

しかしながら、飯田建設の非常識な対応もさることながら、理事者サイドについてもその責任は皆無とは言いきれません。十二月の建設委員会協議会において、相手側に市側から始末書あるいはそれに相応する内容で対応したいと明言しておきながら、今現在においても何らけじめをとれないことからしても市の対応のまずさは明白であります。これらの事例あるいは不祥事と言えるかもしれませんが、今後、尾を引くことも十分に考えられます。こうしたことは今後絶対にあってはいけないというふうに思います。そういった立場から、今回、理事者側に対し猛省を促すために、この問題を反対理由として取り上げました。

次に、下の川改修事業費の市負担分として繰越明許費が出されていますが、そもそもこれについては六十三年度下の川改修工事では工事請負契約が三回不調になるなど、近來まれに見る出来事でありました。これは工事設計に大きな問題点があったと私どもは考えますが、工事設計変更して何とか着工にこぎつけたものであり、工期のおくれはいかんともしがたく、繰越明許費でわかるとおり五月末日まで工期が延びております。これは理事者サイドに問題があったことは明白であり、こうした対応は本来許されるべきではありません。

工期おくれの原因は、すべて理事者側の責任と言わなければなりません。当初から、この工事には反対した経緯もあり、まして緑の保全等も考えあわせれば、この補正予算に反対であることを明確に述べて、討論いたします。

○議長（村尾栄次君） 次に、賛成者三番野口秀世君。

（三番 野口秀世君登壇）

○三番(野口秀世君) 御指名をいただきましたので、議案第二十六号 昭和六十三年度福生市一般会計補正予算(第五号)について、賛成の立場から討論を行います。

本補正予算は、当初において市長の交代が予測されたこと、また国の制度の変化により利子割交付税が創設されたこと等のほか、総合的な経済の好況に支えられ、地方交付税を初め国都支出金の伸びが高かったことや、市税の伸びが見込めること等により不確定要素の多かった歳入が高まってきたことによるものです。

このようなことから、歳入の増加は防衛補助の仮称熊川緑地や特定防衛施設周辺整備調整交付金等の増等を含んで五億九千万円余りになるとのことでございます。これら歳入は税収のほか、ほとんど国、都の好調な財政状況に起因するものでありまして、この段階では会計年度独立の建前から、防衛補助による用地購入等の歳出を除き、今後、予定されている各種大型プロジェクトのための基金として積み立てられることになるわけでございます。

基金の積み立てについてはいろいろと意見があるようでございますけれども、本年度で見ても一般財源からの積み立ては、前年度からの繰越金とその主たるものであり、私は市長が施政方針で述べられた、これから予定される大きなプロジェクトのために目的を持って基金を積み立てていくことはとても大切なことだと思っておりますし、また債務負担になっている額から考えて当然のことと思います。その意味での用地の先行取得等の債務負担は大きなストックであり、計画的な財政運営により一層のストックをされることが将来の福生市のための基礎づくりであると思っております。

いずれにいたしましても、個性あるまち・福生市のために衆知を集め各大型プロジェクトが早期に実現されることを期待いたしまして、補正五号に対する私の賛成討論といたします。(拍手)

○議長(村尾栄次君) 次に、反対者十一番松山 清君。

(十一番 松山 清君登壇)

○十一番(松山 清君) 議案第二十六号 昭和六十三年度福生市一般会計補正予算(第五号)について、共産党議員団を代表して反対の討論を行います。

当補正予算は、歳入としてはほぼ確定してきた財源の計上ではあるが、前々から指摘しているところの特別交付税における財源留保の問題が今回もまたはっきりとあらわれてまいりました。また歳出におきましても、再三指摘して

いる教育費関係の光熱水費の不用額について、当局が特に努力することもなく、支出金額が少なくなったのであれば、それらの金額は父母負担の軽減等に重点的に配分するなど、その財源活用に努めて当然であるはずなのに、そうしたことを放棄してしまっていること。

また、毎年度末繰り返されている多額の基金積み立てについて、今回も都市施設整備基金に一般財源から三億五千万円と多額の積み立てを行い、財源留保を図っていることなどを指摘して、反対の討論といたすものであります。

なお、補正予算第五号の審議をする総務委員会において、まだ審議に入る前から補正予算第六号の編成があり、それを専決処分とすることが判明できるような文書が配付されているという、まことに議会をおちくった中での審議でありました。こうしたことは、今後断じてすることのないように、理事者に強く申し添えておくものであります。

○議長(村尾栄次君) 以上で討論を終わります。

これより議案第二十六号について起立により採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、各委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(村尾栄次君) 起立多数であります。よって議案第二十六号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(村尾栄次君) 一時まで休憩いたします。

午前十一時五十八分 休憩

午後一時 開議

○議長(村尾栄次君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(村尾栄次君) この際、報告事項がありますので、事務局長をして報告いたさせます。

(須崎議事事務局長報告)

一、決議の受理について(別添参照)

○議長(村尾栄次君) 以上で報告は終わりました。

ただいま報告された議案一件を本日の日程に追加したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よって新たに提出された議案一件を本日の日程に追加することに決定いたしました。

~~~~~

○議長(村尾栄次君) 続いて日程に移ります。

日程第十八 議案第二十七号 昭和六十三年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第五号)を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

(厚生委員長 齋藤 巽君登壇)

○厚生委員長(齋藤 巽君) 御指名をいただきましたので、議案第二十七号につきまして委員会における審査の概要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本案審査に当たり理事者の内容説明を受けた後、質疑に入り、委員より、療養給付費の負担金の減は医療が何%減となったのか、また昨年六月に保険基盤安定制度ができ、従来の国の軽減分八〇%を五〇%としたことによる国の持ち出し減となった六十三年度の額を伺いたい。

理事者より、六十三年当初は一〇・八%を見込んだが、現在の見込み推計では八%を見込んでいる。また八〇%を五〇%にしたことによる額は四百二十九万八千円となる。

また委員より、一般会計繰入金二億四千万円は保険基盤安定制度できて国や都の負担金として一千万円強の歳入

が含まれていることにより、一般会計繰入金としてその分が減額になる形となるのか。理事者より、一般会計繰入金の節で振り分けており、そのような結果になると思う。この保険基盤安定制度は昭和六十三年、六十四年度の暫定的なものであり、ことし秋ごろまでに抜本的改正に向けて検討されるようである。また委員より、一般会計繰入金の実質一千万円強の減額の原因となっている保険基盤安定制度に反対であり、本予算については賛成できないとの意見の後、お諮りしましたところ、賛成多数にて原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長(村尾栄次君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

反対者から発言を願います。十二番原 敏子君。

(十二番 原 敏子君登壇)

○十二番(原 敏子君) 議案第二十七号 昭和六十三年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第五号)につきまして、日本共産党議員団を代表いたしまして反対討論を行います。

この補正予算は昭和六十三年六月に政府が保険基盤安定制度を導入したことにより、国庫の支出金削減と、それに伴う保険基盤安定繰入金の新設によるものが主なものとなっています。そのほかは実績に基づいた補正であります。

私は、この補正五号に対して二つの点から反対であります。

まず一点目は、政府の導入しました保険基盤安定制度です。保険基盤安定制度とは、法で定められた保険税の軽減分を、これまで国が八〇%負担していたものを五〇%にし、残る五〇%を都と市にそれぞれ二五%ずつ負担増とするものです。この補正予算では、六十三年度の国保会計の軽減分は一千四百三十二万六千円となっています。保険基盤安定制度を導入する前には、この額の八〇%は国庫支出金、二〇%が当国保会計から支出することになっていました。額で見ますと、国庫支出金は一千四百六十八万八千円となり、国保会計は二百八十六万五千二百円となります。ところ

が、この保険基盤安定制度の導入により、軽減分の五〇％を国、二五％を都と市で負担することになりましたため、その結果、この補正予算にあらわれています国庫の支出金は一千五十五万四千円削減となっています。制度導入で、国からの繰入金金は七百十六万三千円となり、その差四百二十九万七千八百円は都と市の負担増となっています。都と市はそれぞれ三百五十八万一千円の負担となります。都は丸々負担増となり、市はこれまでの負担額と比較して七十一万五千円の増となり、率で五％増となるものです。

そもそも国民健康保険制度は国の責任で施行したにもかかわらず、次から次へと制度改悪をし、保険者負担を増額してきました。それが被保険者の保険税増額となり、国保加入者の生活を圧迫しています。この保険基盤安定制度の導入もまさに国保加入者への圧迫にはかなりません。

二点目は、この保険基盤安定制度により、これまで一般会計から繰り入れていました二億四千万円を一千七十四万五千円削減して二億二千九百二十五万五千円とすることに反対であります。

一般会計からの繰入金は保険基盤安定制度が導入されたことと何ら関係がないにもかかわらず、この機会に削減するということは許せません。国保会計から繰入金を削減できるということは、保険税の値上げをしなくても財政上何ら問題はないということの証明ではないでしょうか。一般会計からの繰入金については当初予算のとおり二億四千万円とすべきであり、増額することはあっても、削減するとは今の被保険者の税負担額と軽減者、滞納者の生活からは考えられません。

以上申し述べましたように、この二つの点からこの補正五号に反対するものです。

市長におかれましては、国保の制度改悪で自治体負担が増となる、このような保険基盤安定制度導入に反対であると政府に申し入れることと、一般会計からの繰入金を当初どおり実施することを強く要望いたしまして、私の反対討論いたします。

○議長（村尾栄次君） 以上で討論を終わります。

これより議案第二十七号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（村尾栄次君） 起立多数であります。よって議案第二十七号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（村尾栄次君） 続いて、日程第十九 議案第二十八号 昭和六十三年度福生市下水道事業会計補正予算（第四号）を議題いたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設委員長 在原 博君登壇）

○建設委員長（在原 博君） 御指名がございましたので、議案第二十八号 昭和六十三年度福生市下水道事業会計補正予算（第四号）の審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書） 別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、下の川の改修事業のおくれた理由について伺いたい。理事者より、設計上の工期の関係で、当初から無理があったことと、地域住民への説明会を行う中で質疑、実際工事を初めてから意見、苦情等もあり、そうした理由で二カ月間延伸をお願いしたい。

委員より、この水洗化の関係で、今後地震等非常時における対応についての考え方を伺いたい。理事者より、公共下水道については、これは全国的に一つの都市計画事業としてやっており、当然、国あるいは東京都の指導等で進めており、特にそういう非常の場合の対応等については通達、協議等は今のところ出ていない。

委員より、この補正予算については横田基地に対する下水道条例を改正しないことに納得できないことと、また下の川改修事業については、工期のおくれは設計上あるいは三回の不調といったことを見てとれば、市側に大きな問題点があり、また緑の保全という点にも問題を残していることから、この補正予算については反対であるとの意見があり、起立採決いたしましたところ、起立多数で本案は原案のとおり可決された次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願いを申し上げ、審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で委員長の報告は終わりました。これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第二十八号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（村尾栄次君） 起立多数であります。よって議案第二十八号は、委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（村尾栄次君） 日程第二十 議案第二十九号 平成元年度福生市一般会計予算を議題といたします。お諮りいたします。

本案は、委員長の報告及び質疑を省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって委員長の報告及び質疑は省略することに決定いたしました。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。反対者十一番松山 清君。

（十一番 松山 清君登壇）

○十一番（松山 清君） 議案第二十九号 平成元年度福生市一般会計予算について、共産党議員団を代表して反対の討論を行います。

石川市長の初の編成になる当予算案の執行される一九八九年度は、自民党の大型間接税はやらないといっておすめ

とった三百議席を背景に、公約違反の消費税を強行成立させ、それによる国民への大増税が実施されようとしている年度の予算、言いかえれば消費税実施元年度の予算案であります。それだけに国民の消費税廃止をとの高まる声に耳を傾け、また大増税に直撃されようとしている市民の生活を真剣に守る立場で予算編成がされていなければならないものでありますが、三日間にわたる予算審査特別委員会における審議においても、当予算は市民の願いにこたえ得る予算とはなっていないことは明らかであります。

そこで私は幾つかの問題点を明らかにして反対の討論とするものであります。

第一の問題点は、政府自民党、鈴木都政追隨の予算であるということです。自民党・竹下内閣は、国民大多數の反対にもかかわらず消費税を導入し、地方自治体にも大きな負担を押しつけてきています。ことし一月十三日付の自治省財政局財政課長内簡では、執拗に使用料、手数料等に消費税を課税し、市民に負担を転嫁することを求めてきています。しかるに、石川市長においては、消費税に賛意を示しているわけであり、また四月一日時点では、使用料、手数料等に消費税の転嫁をしてはいないが、その期間については私のたび重なる質問にも、ついに当分の間というだけで、期限は明らかにしませんでした。これは都議会議員選挙を前にして鈴木都政が都民の批判をかわすために負担の転嫁を都議選後に先延ばしにしたことに追隨するものにはかならないと思います。本心から消費税の負担を市民に転嫁しないのであれば、当分の間などというあいまいなことは決して許されません。

私は、この場からなお消費税廃止、そして負担転嫁を市民にはしないということをはっきりと態度を表明すること、を石川市長に強く求めるものであります。

また、消費税実施によって地方自治体は貴重な自主財源であった電気税、ガス税等が奪われました。それにかわる財源の交付により一層国の地方自治体に対する支配を強めようとしております。それにもかかわらず市長においては、消費税に賛意を表明し、地方自治を守る立場が全く欠如していると私は思われてなりません。

また、昭和六十年より続けられてきた国の補助金カットが来年度もとに戻されるのではなく、若干の手直しをして補助金カットが恒久化されます。それによる福生市の影響額は元年度一億二千三百八十万六千円と大変な額になります。それにもかかわらず、地方交付税で補てんされるのかとくに、政府の約束違反の不当な補助金カットを免罪しています。

また、鈴木都政のベナルティーを恐れ、四年連続の国保税の引き上げを行い、資産割非課税の六八％に及ぶ被保険者に大きな負担を押しつけるなど、政府、鈴木都政追従の予算編成であります。

第二の問題点は、横田基地奉仕の予算であることです。今までの予算、決算等でも常に明らかにしてまいりましたが、米軍人・軍属の軽自動車税を市民の三分の一、四分の一にサービスし続けていることでもあります。このようなサービスは直ちに中止すべきであります。また下水道事業会計にかかわる基地の下水道使用料は、市民並みの扱いで三千九百七十万円のサービスをすることになります。一般会計からの繰出金との関連もありますので一言言及しておきます。基地の営外居住者も年々増加の傾向をたどり、それにより、ごみ回収等による自治体への負担の増加などにも目をつぶりサービスに努めていると指摘せざるを得ません。

自民党政府は、米軍への思いやり予算を毎年大幅にふやしてきました。来年度は一八・三％増の一千四百二十二億円という大変な大盤振る舞いであります。福生市の基地へのサービスはこうした政府の思いやり予算と同一線上にあるものであり、断じて容認できません。

また、基地交付金にかかわるモデルケースによる金額の試算や騒音測定データの公開、市街地上空の騒音測定の実施など、いずれも基地にかかわる問題の解明や実施に背を向けたり、消極的な対応をしていることなどは、基地奉仕の延長線上にあるものであります。

また、機構改革と称して、曲がりなりにも独立していた基地担当を秘書課に統合してしまうことは、なお基地の問題点や情報収集などでおくれを来すことは明らかであり、市民の願いにますます逆行するものであります。

第三の問題点は、大企業の奉仕の予算であることです。大企業中の大企業NTTに当予算におきましても引き続き道路占用料を九〇％に減額して徴収しサービスを継続しています。こうした問題は、金額の大小にかかわらず大企業への政治姿勢の問題であり、サービスは直ちに中止しなければなりません。

第四の問題点は、市民に負担押しつけで、暮らし圧迫の予算であるということです。消費税導入によって、市民は今大きな負担を押しつけられようとしています。当予算においては暮らしを守る何らのものも予算措置されていないことでもあります。守るところか、政府と一緒に市民に負担を押しつける予算を組んでおります。新設されたくみ取り有料化による九十万円の負担増、消費税課税の先取りとも言える下水道料金二二・七％の引き上げによる市

民負担三千四百八十万円の増加、鈴木都政言うがままの国保税の引き上げによる負担増など、市民の消費税負担にさらに追い討ちをかけてきているわけでございます。

第五の問題点は、福祉の充実を願う市民の期待にこたえていないという予算であることです。福祉の予算は新規施策とレベルアップの施策に充当した一般財源は二千六百六十万円にすぎません。前年度に比較して一般財源は八億四千万円も増加している中で、そのわずかに二・五％しか充当されているにすぎません。従前と同様、土木費重点の予算編成と言わざるを得ません。

優しい心云々というのが石川市長の元年度のテーマのようですが、予算に具体的にあらわされていないというのは、中身の無い看板だけであると言わざるを得ません。

第六の問題点は、父母の願いにこたえた教育予算となっていないことでもあります。基地による騒音を初めとしたさまざまな地域環境への悪影響は、何よりも子供たちに一番大きく影響を与え続けています。そうした中で、どの家庭でも日々子供の健やかな成長を願って大変な努力が積み重ねられています。そうした父母の願いにこたえた教育予算を組むことは当然のことでもあります。今日、義務教育は無償とうたわれながらも多額の負担を押しつけられています。教育委員会当局の調査によっても、小学校で総額一億六千七百四十六万円、児童一人当たり三万八千三百四十七円の負担、中学校で総額八千二百六十八万五千円、生徒一人当たり三万四千三百二十二円の負担になっているではありませんか。教育で私費負担の軽減を図るといながら、実際の予算措置は、補助教材で小学校一人当たり四百二十円、中学校一人当たり四百六十二円のアップであり、修学旅行等補助金においても、小学生二百円のアップにすぎません。このペースでいくならば、十年過ぎても父母負担の解消は済みません。

ちなみに修学旅行の補助金は、檜原村においてでも小学生八千円、中学生一万二千元が補助されていることを一言申し述べておきたいと思えます。

また、機構改革と称して学務課と指導室を統合するなど、福生市の教育の現状を全く無視した方向に進むなどの問題点も指摘しておくものでございます。

第七の問題点は、住民本位の民主的なまちづくりに背を向ける予算であるということです。熊川地区区画整理事業は市当局の当初のむくろみとは反して、多数の住民の反対に遭っています。昨年議会においても多額の減額補正をい

たしました。多少は市当局も反省しているかと思いきや、また当予算に都市計画の決定を内容とする予算を計上しています。住民本位の民主的なまちづくりの立場に立てずに、ただ強行するのみを中心的な内容とするこうした予算について反対であることは申すまでもありません。

第八の問題点は、住民サービス向上とは無縁の機構改革実施の予算であります。四月一日より実施される機構改革は、さきにも述べましたように、基地問題担当の秘書課への統合や学務と指導室の統合など、月の流れ、市民の要望にも逆行するものであります。その一方で行政推進担当と称する全国的にも例を見ない部署を設け、市長のさらに強いトップダウン方式を実施しようとするものであり、こうした部署の設置は、結局四百余名の職員の持っている能力を住民に発揮させる上で大きな障害にならざるを得ないと思います。こうした行政推進担当に新たに人件費を中心として二千三百七十万円もの経費を要するわけで、これは福祉の新規とレベルアップに要する一般財源二千百六十万円をはるかに上回る金額が充当されようとしております。

最後の問題点は、多額のむだ遣いを含んだ予算であるということです。例年も指摘しているところではありますが、渉外費の食糧費百二十万円などを計上し、上級官庁、特に防衛施設庁職員に対し過剰な接待を繰り返しているということであります。市長交際費四百万円、食糧費三百十万円なども含めて、こうした資質のあり方を抜本的に改善しなければならぬものであると思います。

以上、幾つかの当予算に関する問題点を指摘いたしましたして、日本共産党議員団を代表いたしましたの反対の討論とするものであります。

○議長（村尾栄次君） 次に、賛成者二十三番仲村清信君。

（二十三番 仲村清信君登壇）

○二十三番（仲村清信君） お許しをいただきまして、議案第二十九号平成元年度福生市一般会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

元年度における国の制度変化は、税優先型の税制改正の中で消費税を含む大きな変化、行政改革の一つの柱としての補助率削減の決着、ふるさと創生や消費譲与税の創設、地方交付税の変化と多くの分野にわたりました。また都は好調な税収に支えられ、超積極型の予算編成となりました。

このような中であって予算編成は大変な困難な部分があると思うところではありますが、元年度一般会計予算は、対前年度七・四％増の百四十二億余円となり、人口一人当たり歳出は二十五万一千二百十五円と高い水準にあります。市税の負担について予算構成比率で見るときには、最下位の清瀬市の四〇・一、稲城の四四・三、当市の四五・二と下位にあり、一人当たり負担額は十一万三千六百円ですが、先ほど申し上げました歳出は、これに比べ約二・二倍になっているわけでございます。自己財源は確かに少ないとはいえ、その分、市民負担は少ないわけであり、多くのサービスが受けられるという点からは結構なことであります。

特に、教育費につきましては二十六市中、構成比で二〇％以上は七市ありますが、当市もその中にあり、教育環境整備に力を入れている状況がうかがえます。一方で、財政力指数は基地交付金に関係のない部分であり、市の力が見られるわけでありますが、対前年度比〇・〇三伸びて〇・八三となり、まだ低いとはいえ着実に力がついていると言えます。

基地があるということからくる財政的影響は、さきの市民一人当たりの歳出額にも反映しているわけであります。財政面から見れば、この有利な条件を生かし、すばらしいまちをつくり上げることが肝要だと思っております。経常収支も三・七％の改善がされ七四・五％と少しずつよくなり、その分、投資的経費の割合も前年度より二・二％増の二二・九％になり、いわゆるストックをふやしている方向も見えるところであります。

消費税の使用料等への転嫁の問題については当分の間見送られましたが、福生市は地方交付税の交付団体であります。状況に応じて適切に対応されるよう希望するところであります。

さて、石川市政は数多くの福生市の困難な課題を引き継ぎましたが、今、その方向づけのために元年度市組織の中に行政推進担当も新設し取り組んでおられるわけであります。優しい心と強い実行力をモットーに掲げられた元年度に大いに期待し、みんなで協力していくことが我々の役目だと信ずるところであります。

折しも明年は市制二十周年であります。福生市のまちづくりの方向づけのための総合計画づくりも進んでいるところではありますが、みんなで考え、みんなでつくるまちづくりを目指して、総力を挙げるべき時だと考えます。福生市のさらなる飛躍の基礎づくりの元年度一般会計予算に賛意を表し、討論いたします。（拍手）

○議長（村尾栄次君） 次に、賛成者十四番赤星行人君。（「次は反対者じゃないの」「暫時休憩」と呼ぶ者あり）

暫時休憩をいたします。

午後一時三十三分 休憩

午後一時三十四分 開議

○議長（村尾栄次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、反対者二番大森 進君。

（二番 大森 進君登壇）

○二番（大森 進君） それでは、議案第二十九号 平成元年度福生市一般会計予算について、革新クラブ議員団を代表して反対討論を行います。

昨年の十一月に革新クラブ議員団として市長に対し、予算要求を提出してきておりますが、全体的に三十五項目にわたる予算要求項目と、さきの一般会計予算特別審査委員会の中で明らかになった点、問題点等を踏まえて反対討論を行っていきたいというふうに思います。

まず最初に市長の横田基地に対する姿勢を取り上げなければなりません。本議会の冒頭で、市長は施政方針を明らかにしましたが、施政方針の百三十七行中、横田基地に関してはたったの四行でありました。基地との関係が極めて高い福生市において四行程度で終始した石川市長の姿勢は糾弾されてしかるべきであります。しかしながら、市長の基地容認の姿勢はその四行の中にもはっきりとあらわれております。

まず石川市長は、福生市民のためにそのリーダーとして基地容認ではなく、基地反対の姿勢を明確に打ち出すべきであるというふうに考えますが、現在まで、あるいは予算を見渡しても基地容認以外の何物でもなく、一貫した対応を取り続けており、その姿勢は断じて許されるものではありません。基地容認の立場であるがゆえに、予算に示されているとおり防衛補助を含めた基地交付金は約十八億八千五百万円、予算全体で約一三％を占める内容となっております。ますます地方自治体の健全な発展の障害になっているというふうに考えられます。ましてや渉外費については、何をか言わんやの内容になっております。市長が明確な基地反対の立場に立たない限り、基地にかかわる補助金を認めるわけにはまいりません。

次の大きな問題点として消費税の問題があります。今次予算についても消費税にかかわる予算となっておりますが、それだけでも反対理由になります。とりわけ本会議、各委員会でも明らかにしている点として市民の公共施設に關する使用料についてであります。

使用料は消費税をかけないとしておりますが、その期限が当面の間ということに終始しており、今現在、市長にとってこういった姿勢を展開するのは、やはり問題であるというふうに思います。市民にとって一番注目しているこの消費税について、不明朗な姿勢を示すことは市民に対して恥ずべきことであるというふうに私たちは考えますし、許されないものであるというふうに思います。

次に、具体的項目について取り上げると、最初に平和予算についてであります。平和祈念事業として今年度も昨年同様の内容であり、遠藤議員の一般質問で指摘してきた内容は何ら盛り込まれておらず、市長の平和に対する姿勢が問われてもやむを得ないというふうに考えます。多くの意見をすべて今年度に取り組んでいくべきだとは私も考えませんが、最小限のこととして一つ一つ取り組めるものから取り組んでいく、そういった姿勢が欠けているのはまことに残念であると言わざるを得ません。

福祉関係については無認可保育室運営助成金として、ありんこ共同保育所に対する助成を行っていること、ひまわり共同作業所の運営費を市で約三百万円程度補助するなど、一定程度評価をすることはできますが、生活資金貸付事業、学童保育、産休明け保育等といった内容については充実にあらず、まだまだ不十分と言わなければなりません。また、熊川、福生保育園の問題についても公設民営の考え方を明らかにしており、早急にそういった考え方を改めていただきたいというふうに思います。

労働費における補助金や委託業者の労働者に対する健康問題も含め不十分な内容になっており、そういった内容を向上させていく姿勢が何ら見受けられておりません。

また福生七夕まつりにおける自衛隊吹奏楽団の参加や圏央道に關する負担金は即刻やめるべきであり、市長は考え方を改めるべきであるというふうに考えます。

そして、市民の憩いの場となっている公園においては、薬剤を今をもっても散布する予算を計上するなど絶対によくないことありますし、早急に考え方を改めていただきたいというふうに思います。